

平成22年第4回嬉野市議会定例会会議録

招集年月日	平成22年12月3日					
招集場所	嬉野市議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年12月3日 午前10時03分			議長 太田重喜	
	散会	平成22年12月3日 午前11時55分			議長 太田重喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1番	辻 浩一	出	10番	副島 孝裕	出
	2番	山口 忠孝	出	11番	田中 政司	出
	3番	田中 平一郎	出	12番	織田 菊男	出
	4番	山下 芳郎	出	13番	神近 勝彦	出
	5番	山口 政人	出	14番	田口 好秋	出
	6番	小田 寛之	出	15番	西村 信夫	出
	7番	大島 恒典	出	16番	平野 昭義	出
	8番	梶原 睦也	出	17番	山口 要	出
	9番	園田 浩之	出	18番	太田 重喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	筒井 保
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	福田 義紀
	会計管理者	田中 明	社会教育課長	
	嬉野総合支所長	坂本 健二	総務課長(支所)	永江 邦弘
	総務部長	大森 紹正	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	企画部長	中島 文二郎	新幹線整備課長	
	健康福祉部長	石橋 勇市	観光商工課長	
	産業建設部長	一ノ瀬 真	健康福祉課長	
	教育部長・教育 総務課長兼務	宮崎 和則	農林課長	松尾 保幸
	総務課長(本庁)	中島 直宏	建設課長	中尾 嘉伸
	財政課長	徳永 賢治	環境下水道課長	池田 博幸
	市民税務課長(本庁)		農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	水道課長	
福祉課長・こども課長兼務		代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成22年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成22年12月3日（金）

本会議第1日目

午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第77号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第78号 嬉野市営キャンプ場条例の全部を改正する条例について
- 日程第6 議案第79号 建設工事委託に関する変更協定の締結について
- 日程第7 議案第80号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第81号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第82号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第83号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第84号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第85号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第86号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第87号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第88号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第17 発議第21号 日本の領土を守るための早急な対策を求める意見書について
- 日程第18 委員長報告
- 総務企画常任委員会 源泉の集中管理及び観光問題について
- 文教厚生常任委員会 文化財保護について
- 産業建設常任委員会 農業経営及びゴミ問題について

午前10時3分 開会

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は平成22年12月定例会市議会御出席いただきまして、まこ

とにありがとうございました。御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第4回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、12月1日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。神近勝彦議会運営委員長。

○議会運営委員長（神近勝彦君）

皆さんおはようございます。

去る12月1日に議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の議会運営について協議を行いました。

それでは、ただいまより、会期日程案について御報告申し上げます。

お手元の会期日程案をごらんください。

第1日、12月3日、本日金曜日、本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明、議員発議、委員長報告。

12月6日月曜日、12月7日火曜日、常任委員会。

12月8日水曜日、12月9日木曜日、一般質問。本会は11名の議員の皆様から一般質問の通告が出ておりますので、12月8日は5名の議員、12月9日には6人の議員が一般質問をするということで、今回は2日間一般質問をとすることにいたしました。

12月10日金曜日、議案質疑。

12月13日月曜日、議案質疑。

12月14日火曜日、休会。

12月15日、本会議、討論、採決、閉会というふうな今定例会の会期日程案ということで御報告を申し上げます。

○議長（太田重喜君）

議会運営につきましては、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで今議会の議会運営についての報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に16番平野昭義議員、17番山口要議員、1番辻浩一議員を今会期中指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月15日までの13日間にしたいと思ひますこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日から12月15日までの13日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承願ひます。

日程第3．諸般の報告を行います。

本日まで提出されました平成22年陳情第12号から陳情第15号までの4件につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第77号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第16．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。ただいま第4回嬉野市議会定例会が開会されたところでございます。会期中、真摯に努力をいたしますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、提案理由の説明についてお話をさせていただきたいと思ひます。

本日、平成22年第4回嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員の皆様方の日ごろの御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成22年度補正予算など13件の議案を御提案申し上げます。

いよいよ第5回ユニバーサルデザイン全国大会が、12月21日、22日の両日に開催されます。県は今大会を県政の柱とされており、市におきましても、メイン会場となる嬉野市公会堂の改修が完了し、また、13旅館、20部屋がバリアフリー対応に模様がえをされて、ハード面の施設整備は着々と進んでおるところでございます。今後はソフト面の充実を図りながら、大会に向け、万全の体制で臨むよう努力いたす所存でございます。日本一「ひとにやさしいまちづくり」を全国にアピールするために、議員を初め、市民の皆様と一体となって今大会を成功に導きたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願ひ申し上げます。

関連いたしますが、11月25日に平成30年の新幹線西九州ルートの開業に合わせ、嬉野温泉駅にユニバーサルデザインを取り入れるため、新幹線嬉野温泉駅（仮称）及び駅前広場ユニバーサルデザイン推進協議会を発足いたしました。既に策定しております新幹線嬉野温泉駅周辺整備基本計画をもとに、西九州の新しい玄関口にふさわしい駅の完成に向けて、地権者の皆様や国県等の関係機関と調整を進めながら、ユニバーサルデザイン日本一の駅を目指して推進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、10月に地元で開催されました第63回県民体育大会において、出場されました選手の皆さんの御活躍と関係各位の御尽力に対しまして、心から敬意を表するところでございます。加えて11月に行われました平成22年度佐賀県中学校駅伝競技大会において、塩田中学校男子が見事に優勝され、佐賀県の代表として12月19日、山口県で開催される全国大会に出場されます。これもひとえに生徒の皆さんが日々練習に励んでこられた成果であり、全国大会でも持てる力を存分に発揮し、活躍されますよう心から願いますとともに、市民の皆様ともども温かい声援をお送りしたいと思っております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提出議案は、条例の改正2件、建設工事委託の変更協定締結1件、指定管理者の指定1件、平成22年度補正予算議案8件、人権擁護委員候補者の推薦について1件、計13件の御審議をお願いするものでございます。

まず、議案第77号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については、佐賀県税条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第78号 嬉野市営キャンプ場条例の全部を改正する条例については、嬉野市営キャンプ場の管理運営を指定管理者に行わせることができるように、また、使用料の一部を改定するため、条例を改正するものでございます。

議案第79号 建設工事委託に関する変更協定の締結については、平成20年6月市議会定例会において議決をいただきました嬉野市公共下水道嬉野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の協定金額を変更したく、議会の議決を求めるものでございます。

議案第80号 指定管理者の指定については、嬉野市茶業研修施設の指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決を求めるものでございます。

次に、議案第81号から議案第88号までの8議案は、平成22年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計の補正予算に関するものでございます。

議案第81号 嬉野市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものとしたしましては、歳入につきましては、前年度繰越金を予算計上いたしております。また、歳出につきましては、定住促進奨励金の申請件数の増加が見込まれるため1,355万円の増額、前年度の精算金として、後期高齢者医療に係る療養給付費負担金1,020万円及び生活保護費1,531万3,000円、生後2カ月から5歳未満の乳幼児を対象とした小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の全額助成として155万4,000円及び高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成に360万円、さかの強い園芸農業確立対策事業の一環といたしまして、防霜ファン長寿命対策補助金に244万2,000円、市道の維持補修箇所早期改善を図るため2,150万円、特色ある事業といたしまして、商工費に音楽祭歌唱コンクール補助金を50

万円、教育費に命を守る教育推進事業として60万円を計上いたしております、歳入歳出総額それぞれ6億4,354万7,000円を追加し、補正後の予算総額を123億7,658万2,000円とするものでございます。

議案第82号 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入において、過年度分の前期高齢者交付金の確定により9,937万8,000円の増額、共同事業交付金は5,799万円の減額、歳出において、退職被保険者等の医療費の伸びに伴い療養給付費3,500万円及び高額医療費1,000万円を増額し、後期高齢者支援金の確定により5,779万8,000円を減額いたしております、歳入歳出総額からそれぞれ1,186万1,000円を減額し、補正後の予算総額を41億806万6,000円とするものでございます。

議案第83号 嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、第三者行為求償額が伸びたことによるもので、歳入歳出総額にそれぞれ4万1,000円を追加し、補正後の予算総額を307万6,000円とするものでございます。

議案第84号 嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）及び議案第85号 嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）は、国の事業採択確定及び事務費の取り扱い変更に伴うもので、農業集落排水特別会計は48万8,000円を減額し、補正後の予算総額を8億1,889万8,000円、公共下水道事業費特別会計は1,126万2,000円を減額し、補正後の予算総額を2億6,846万3,000円とするものでございます。

議案第86号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）及び議案第87号 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度繰越金を計上したことに伴うもので、第七土地区画整理事業費特別会計は13万7,000円を追加し、補正後の予算総額を2億8,364万2,000円、第八土地区画整理事業費特別会計は53万5,000円を追加し、補正後の予算総額を1億7,017万1,000円とするものでございます。

議案第88号 嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第3号）は、下水道使用料の不足分及び嬉野温泉商店サービス会入会負担金を計上いたしております、歳入歳出総額にそれぞれ3万1,000円を追加し、補正後の予算総額を6,646万6,000円とするものでございます。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、議会の意見を求めるものでございます。中山肇氏が平成23年3月31日をもちまして3年の任期が満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたいと思っております。

中山氏は、塩田町大字谷所乙1656番地2に居住され、昭和15年3月20日生まれの70歳でございます。平成17年1月から人権擁護委員として御奉職をいただき、いろいろな相談に懇切丁寧に対応していただいております、人格見識も高く、人権擁護委員として適任者であると考え、再度推薦をさせていただくものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りま

すようお願い申し上げます。

以上で本議会に提案いたしました議案13件につきまして概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては、担当部長から御説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件を追加提案の予定でございますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今議会では11名の議員の皆様より一般質問をお受けいたしております。誠実にお答え申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第77号について、総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

それでは、議案第77号について御説明申し上げます。

議案第77号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、この改正の理由としましては、佐賀県税条例が一部改正されたことを受けまして、条例の一部を改正するものでございます。

改正の中身としましては、議案資料1ページをお願いいたします。

改正の中身としましては、第90条で身体障害者等に対する軽自動車の減免に関してでございます。括弧書きの中で年齢満18歳未満の者が削除となっておりますが、現行では身体障害者と同一世帯の者で身体障害者のために使用する軽自動車について減免の規定がございますが、現行では18歳未満に限定されておりますこの身体障害者を、この限定部分を削除し、すべての身体障害者ということで改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第78号から議案第80号について、産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

それでは、議案第78号から御説明申し上げます。

第78号 嬉野市営キャンプ場条例の全部を改正する条例についてでございます。

この改正につきまして理由でございますが、今後とも現在の管理やサービス体制を維持していけるように、指定管理者制度でも管理ができるように、前もって条例を整備するものでございます。

内容につきましては、次のページに条例を載せておりますけれども、議案資料のほうがわかりやすいと思いますので、別冊の議案資料の2ページをお願いいたします。

まず、第3条でございますが、現行の条例には利用時間と利用期間の定めがございませんでしたので、この条項を加えるものでございます。第3条第1項第1号には利用時間、第1項第2号につきましては利用期間を定めて加えるものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

3ページの左の下のほうに第12条、指定管理者による管理ということでございますが、指定管理者による管理ができるように、第12条、13条、14条、15条まで関連の条項を加えるものでございます。

それから、次の5ページをお願いいたします。

別表でございます。左のほうが改正後でございますが、この中でコテージの料金を現行1万5,000円から1万8,000円に値上げをしたいということで改正をお願いしております。現在の料金につきまして、他の施設との比較、九州、中国地方の比較と、それから、温泉宿泊施設との競合等を考慮いたしまして、コテージ1棟当たり3,000円の値上げをお願いするものでございます。

次は議案の第80号に戻っていただきます。

議案第80号 指定管理者の指定についてでございますが、次の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者が管理する施設の名称でございますが、嬉野市茶業研修施設でございます。指定管理者の名称は、佐賀県農業協同組合代表理事組合長野口好啓。指定管理の期間を23年の4月1日から28年の3月31日までとするものでございます。理由といたしましては、地方自治法の規定によりまして、議会の議決が必要であるためでございます。

なお、今回指定管理者の応募をしたわけでございますが、今回はこの佐賀県農業協同組合のみでございました。

申請に関する関係書類でございますが、先ほどの議案資料の6ページから11ページに添付をいたしております。

失礼いたしました。議案第79号をちょっと飛ばしておりましたので、議案第79号について御説明申し上げます。

議案第79号 建設工事委託に関する変更協定の締結についてでございます。

平成20年6月市議会定例会において議決を得ました嬉野市公共下水道嬉野浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

協定金額の中で5億1,000万円を3億6,300万円に改める。

協定の相手といたしまして、日本下水道事業団でございます。

理由といたしまして、大きく減額をしておりますけれども、競争入札による入札減が主な理由でございます。

ちょっと、以上、前後いたしましたけれども、以上で78号から80号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第81号について、総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

それでは、議案第81号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億4,354万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億7,658万2,000円とするものでございます。前年同期と比較しまして、額で4,059万9,000円、率で0.3%の増でございます。

今回の補正につきましては、平成21年度の決算剰余金の処分に伴いまして、財政調整基金等への積み立てや人事院勧告の実施や人事異動等に伴う人件費の各費目ごとの補正、並びにその他所要の補正を行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。

今回の歳入の補正で大きなものから申し上げますと、1番目が19款。繰越金で5億7,613万9,000円、2番目が15款。県支出金で3,574万6,000円、3番目が18款。繰入金で2,475万8,000円でございます。

続きまして、4ページのほうに参りますと、歳出で大きなものから申し上げますと、1番が2款の総務費4億8,980万5,000円、2番目が6ページになりまして、10款。教育費で4,922万2,000円、戻りまして、4ページで3番目が3款。民生費で3,838万1,000円でございます。

中身につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

14款。国庫支出金、2項。国庫補助金、1目。民生費国庫補助金、3節の次世代育成支援対策交付金でございますが、今回、次世代育成支援対策交付金を1,717万6,000円の減額補正でございますが、これにつきましては、国の補助金体系変更によりまして減額いたすものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

15款。県支出金、2項。県補助金、2目。民生費県補助金、3節の児童福祉費県補助金でございますが、国の補助金体系の変更等に伴いまして、次世代育成支援対策交付金から一時預かり保育事業、地域子育て支援拠点事業、それから、延長保育事業、これにつきましても次世代支援対策交付金からの移行でございまして、今回2,891万5,000円の補正を行っております。

15ページお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、3目. 財政調整基金繰入金でございますけれども、財政調整基金繰入金につきましては、繰越金の予算化に伴いまして今回1,588万3,000円繰り戻すことができるものでございます。

次のページ、16ページをお願いいたします。

19款. 繰越金、1項. 繰越金、1目. 繰越金、1節. 繰越金ですが、平成21年度からの繰越金を今回全額予算化するもので、5億7,613万9,000円の補正を行うものでございます。

続きまして、歳出のほうに移ります。19ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費. 5目. 財産管理費、25節. 積立金、今回4億7,557万1,000円を計上いたしております。これにつきましては地方財政法第7条の規定に基づく積立金3億円を含めて4億7,557万1,000円を積立金として計上するものでございます。

27ページをお願いいたします。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、13節. 委託料ですが、今回、委託料に2,502万4,000円を計上いたしておりますが、市内保育園運営費、広域保育園運営費、それぞれ増額の補正をお願いしているところでございますが、これにつきましては、ゼロ歳児の入所の児童の増加に伴いまして今回増額補正を行うものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、4目. 予防費、13節の委託料及び19節の負担金、補助及び交付金についてでございますが、今回、肺炎球菌による感染症を予防するため、生後2カ月以上1歳未満の乳児を対象といたしまして、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業に委託料で139万8,000円、補助金で15万6,000円を計上いたしております。また、70歳以上の高齢者を対象に高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業に、委託料で324万円、補助金で36万円を計上いたしております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

7款. 商工費、1項. 商工費、4目. 観光費、13節. 委託料及び19節. 負担金、補助及び交付金についてでございますが、来年3月12日の新幹線鹿児島ルート全線開通に伴いまして、関西地区をターゲットにしたキャンペーン事業を実施するため、九州新幹線鹿児島ルート開通記念観光誘致促進事業で、委託料で31万円、補助金で48万6,000円を計上いたしております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう維持費、13節. 委託料ですが、市道改良の要望が多く寄せられていることから、早期改修を図るために2,150万円を予算化するものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費、25節. 積立金に5,000万円でございますが、今後、学校施設の整備に伴い、多額の費用負担が見込まれることから、学校建設基金に5,000万円を積み立てるものでございます。

以上で平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第82号及び議案第83号について、健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

それでは、議案第82号、83号について御説明いたします。

議案第82号でございますが、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の補正といたしましては、第1条で1,186万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億806万6,000円とするものでございます。

49、50ページをお願いいたします。

補正の主なものは、それぞれ納付額等、交付決定、納付額等の決定に伴います財源内訳、あるいは歳出の補正が主でございますが、50ページの2款. 保険給付費の療養諸費3,500万円、この分と、2項. 高額療養費1,000万円、この分が支出見込み額が不足見込みということで増額の補正をお願いいたしております。

詳細につきましては、事項別明細書52ページから御説明を申し上げます。

国庫負担金でございますが、療養給付費等負担金、総額で3,799万6,000円の減額をお願いしておりますが、説明の療養給付費分34%、（34%）とございますのは、国負担相当分34%ということでございます。療養給付費分のマイナスの1,973万1,000円ということで、これにつきましては54ページの前期高齢者交付金、このところで5,770万3,000円、前期高齢者の分が交付金として増額見込みでございまして、その分が療養給付費分から落とされると、それに影響してくるということで、その分の34%の分の1,973万1,000円の減額ということになっております。あと後期高齢者支援金分、老人保健医療費拠出分、介護納付金分、それぞれ34%の分につきましては、納付額の確定によりましてそれぞれの額の増減額の調整を行ったところでございます。

次の53ページでございますが、療養給付費交付金、この療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等の療養費を計上いたしておりますして、交付決定額が決定されたということで増額の補正をお願いいたしております。

54ページは先ほど申し上げましたとおりでございまして、前期高齢者交付金の分の額の決定ということで、現年分、過年度分の補正をお願いいたしております。

それから、55ページでございますが、共同事業交付金でございます。これは高額療養費と保険財政共同安定事業の2つに分かれておりまして、それぞれ前期高齢者交付金の増額があったということで、共同事業に対して影響額が生じておりまして、この分を減額補正という

ことでさせていただいております。

56ページでございますが、他会計繰入金、これは職員給与費等の調整があつておりました、歳出57ページに伴いますものでございますが、マイナスの283万円ということでお願いをいたしております。それぞれ歳入に伴いまして、歳出57ページからそれぞれ財源内訳等の変更を行いながら調整を行っております。

57ページは、先ほど申し上げました職員給与費等の減額で、2、3、4節に影響額が出ておりました、その分を調整いたしております。

58ページでございますが、療養給付費でございます。2目の退職被保険者等療養給付費、この分が3,500万円不足見込みということで増額をお願いいたしまして、あとは財源内訳の補正を行ったところでございます。

59ページにつきましては、高額療養費についてでございます。2目の退職被保険者等高額療養費につきまして1,000万円不足見込みということで補正をお願いしております、あと1目、3目につきましては、国庫支出金、あるいはその他財源等の収入に伴います財源内訳の補正をお願いしているところでございます。

60ページにつきましても、納付額等の確定によりまして減額をお願いしているところでございます。

61ページでございますが、これにつきましても、納付額の確定で変更いたしております。

それから、老人保健拠出金につきましても、老人保健に対する額の確定ということでお願いをいたしているところでございます。

63ページも同じく納付額の確定ということでお願いしております。

64ページはその他財源等の変更が生じておりました、一般財源との組み替えをいたしております。

65ページにつきましては、特定健診の額の確定ということで2万4,000円をお願いしております。これは償還金でございます。

続きまして、議案第83号でございます。老人保健特別会計補正予算（第2号）でございますが、第1条で4万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307万6,000円というふうにするものでございます。これにつきましては、71ページ、歳出のほうで御説明申し上げておりますが、第三者行為の求償事務が件数がふえておりました、その分、4万1,000円の増額、事務等の交付額がふえております。その点で4万1,000円増額をお願いしております、その分を繰り入れをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第84号から議案第87号までについて、産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

議案第84号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ48万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ8億1,889万8,000円とするものでございます。

内容につきましてですが、76ページをお願いいたします。

まず、歳入で国庫補助金の割り当てが確定したことに伴いまして、264万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、77ページでございますが、平成21年度に公共投資臨時交付金を公共施設の建設基金に積み立てておりましたので、その分から繰り入れをいたしまして整備を行いたいということで組み替えを行うものでございます。

なお、それに伴いまして、次の78ページが繰入金に伴いまして減額を行い、組み替えを行うものでございます。

次、歳出79ページでございますが、3の整備費の13節の委託料に154万円の減額をお願いしておりますが、これは入札減に伴う減額でございます。それと、15節の工事請負費の530万4,000円でございますが、この工事内容につきましては、管路の跡の舗装の本復旧を予定いたしておるところでございます。

次に、82ページでございますが、議案第85号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,126万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,846万8,000円とするものでございます。

歳入86ページですが、これも同じく国庫補助金の確定に伴いまして678万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次、87ページ、88ページ、それぞれ繰入金、事業債、減額をいたしておりますが、これは先ほどの事業の減額に伴うものでございます。

次に、89ページ、歳出でございます。

3目の整備費の13節、委託料260万円をお願いいたしておりますが、これは下野の羽白越地区を認可追加変更を行うための業務をお願いするものでございます。

15節の工事請負費につきましては、事業費の減額に伴いまして工事請負費が減額になるものでございます。

続きまして、92ページの議案第86号でございます。

平成22年度嬉野市都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ13万7,000円を追加し、総額をそれぞれ2億8,364万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、93ページでございますが、前年度繰越金610万7,000円の確定によりまして、予算の組み替えを行うものでございます。

歳出につきましてでございますが、97ページをお願いいたします。

1目の土地区画整理事業費の12節の役務費と13節の委託料、合計で100万円をお願いいたしておりますが、これにつきましては、紙面広告とか、折り込みチラシを作成いたしまして、保留地の追加販売を行いたいと考えております。

次、99ページ、議案第87号でございます。

平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ53万5,000円を追加いたしまして、総額を1億7,017万1,000円とするものでございます。

100ページでございますが、これも同じく前年度繰越金の確定に伴いまして予算の組み替えを行うものでございます。

歳出でございますが、104ページをお願いいたします。

1目の土地区画整理事業費で13節の委託料50万円をお願いいたしております。これは第七区画整理と同じ折り込み等を行うものでございますが、これは50万円といえますのは、第七区画整理と第八区画整理の事業費の案分によりまして、50万円の予算をお願いしているものでございます。

以上で御説明を終わります。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第88号について、企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

議案第88号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6,646万6,000円とするものでございます。

109ページをお願いいたします。

1. 歳入でございます。

2款の繰入金、1目の繰入金、1節の一般会計からの繰入金として3万円をお願いしております。

110ページをお願いいたします。

第3款の諸収入でございます。1目の雑入、1節の雑入、1,000円をお願いしております。これはうれしカードポイントとして科目存置として1,000円をお願いしております。

111ページをお願いいたします。

2. 歳出でございます。

1 款の事業費、1 目の管理費でございます。11 節の需用費に 5 万 3,000 円、これは燃料費としてお願いをしております。

14 節の使用料及び賃借料として、減額の 18 万 3,000 円をお願いしております。内容といたしましては、下水道の使用料が不足をしておりましたので、49 万 9,000 円のお願いをしております。それから、券売機リース料の減額を 45 万 1,000 円とマツトリース料等減額は 23 万 1,000 円でございます。この減額につきましては、入札の減ということでお願いをしております。

19 節の負担金、補助及び交付金でございます。13 万 1,000 円をお願いしております。内容といたしましては、負担金といたしまして、嬉野温泉商店サービス会の入会について 6 万円、それから、嬉野温泉商店サービス会のほうに 7 万 1,000 円ということでお願いをしております。

以上、簡単であります。説明を終わります。

○議長（太田重喜君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第 77 号から諮問第 1 号までの 13 件につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第 77 号から諮問第 1 号までの 13 件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 17. 発議第 21 号 日本の領土を守るための早急な対策を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者神近勝彦議員。

○13 番（神近勝彦君）

それでは、発議第 21 号について。日本の領土を守るための早急な対策を求める意見書について。

このことについて別紙のとおり地方自治法第 112 条及び嬉野市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 22 年 12 月 3 日。

嬉野市議会議長太田重喜様。

提出者は、私、神近勝彦、賛成者は大島恒典議員、小田寛之議員、田中平一郎議員であります。

理由としまして、日本の領土を守るための早急な対策を求めるためでございます。

裏面に意見書（案）を書いておりますので、今から朗読をさせていただきます。

日本の領土を守るための早急な対策を求める意見書（案）

9月7日に日本の領海内である尖閣諸島付近で海上保安庁の巡視船と中華人民共和国の漁船が衝突する事件が発生した。海上保安庁は船長を逮捕し、政府も、尖閣諸島に領土問題は存在せず、日本固有の領土との立場によって、国内法に基づき粛々と処分するとの方針を表明していた。しかしながら、中華人民共和国の外交部報道官は、「魚釣島とその周辺の島は中国固有の領土である。魚釣島海域で活動している中国漁船に日本が国内法を適用することは違法であり無効だ。中華人民共和国は絶対受け入れない」と述べた。また、数回に及ぶ抗議やガス田開発の交渉の延期、フジタの社員の拘束、レアアースの輸出禁止など、さまざまな対抗措置をとった。

沖縄地方検察局は、9月24日に船長を国外退去処分として釈放したが、このことは我が国が中華人民共和国の圧力に屈したと言われても仕方がない愚行である。このことによって、今後、中華人民共和国に尖閣諸島並びに東シナ海の領土、領海を圧力によって奪い取られる可能性が大きくなったと言わざるを得ない。

尖閣諸島は明治28年1月14日、10年にも及ぶ現地調査の結果を踏まえ、閣議決定によって沖縄県に編集された国際法的にも認められている日本固有の領土である。また、1960年に中華人民共和国で出版された世界地図集においても、国境線は国連海洋法に従って、与那国島と台湾本島の間で引かれている。さらに、大正9年5月20日には、魚釣島付近で遭難した当時の中華民国の漁民を救助したことによって、中華民国長崎領事から感謝状が贈られているが、その中に「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣諸島和洋島に漁民が漂着した」と明記されている。現在の尖閣諸島は個人が所有し、国が借り上げている状況であり、尖閣諸島に日本国民が上陸することを厳しく取り締まっている。しかしながら、今までも香港や現在の中華民国の活動家が不法に上陸し、尖閣諸島は日本の領土ではないとアピールしている。よって、日本の領土を守るため、政府に下記のことを早急に実施することを求める。

1. 現在の個人所有地を国有地にすること。
2. 尖閣諸島に海上保安庁並びの自衛隊を早急に駐留させること。
3. 第11管区海上保安庁の強化を図り、領海侵犯の取り締まりを強化し、日本国民が安心して領海内で航行並びに漁船の操業ができるようにすること。
4. 領海侵犯並びに不法上陸した外国人に対し、国際法と国内法に基づき厳しい措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年12月3日

佐賀県嬉野市議会議長太田重喜

提出先 衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

以上であります。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第21号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第21号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、本件につきましては、本日、質疑から討論、採決まで行いたいと思います。

それでは、発議第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

1つだけお尋ねをしたいと思います。

2番の分ですね。尖閣諸島に海上保安庁並びに、これ自衛隊をあえて挿入されたことについて、どのような考えなのかということをお伺いしたいと思います。通常、あそこの周辺については海上保安庁が巡回をしているわけでして、そのことを含めおいてお答えをいただきたいと思います。

それと、もう1つは、ここに「海上保安庁並びに自衛隊を早急に駐留させること」という文言になっている中で、提出先が防衛省と国交省はいなくていいのかということもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

答弁求めます。

○13番（神近勝彦君）

今、議員御質問の2番目の海上保安庁並びに自衛隊を早急に駐留させることということの自衛隊という文言が入った理由でございますが、私が知るところによりますと、海上保安庁についてはあくまでも海の上の警察という立場でございます。仮にこれが軍事的な軍艦、そういうふうなものが来たときに、やはり海上保安庁としては機能ができないというふうな形があると思います。自衛隊法には防衛命令ですか——によって、国の防衛を行うというふうな規定が自衛隊法の中にあると私は記憶しているところでございますが、最悪の場合、日本の領土を守る、やはり自衛隊は専守防衛ということで動くようになっております。そういう中で、もし、そういうふうな仮に最悪の場合が生じたときには、やはり自衛隊でなければ守

ることができない、あるいは海上保安庁の職員を守ることができないということを踏まえ、ここに自衛隊という文言を入れさせていただいたということの次第でございます。

先ほど言われましたように、国交省関係ですね。これについては、できましたら、今、議員御指摘のように入れていきたいと思えます。私の掲載ミスであったというふうに認めたいと思えますので、提出するときはその文言を入れたいと思えます。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

今、山口要議員が質問なさったのに関連ですが、そのことについて特に文言の駐留ということなんですけれども、具体的に言いますと、尖閣諸島の一部に上陸しながら、構築物をつくって守っていくという形じゃないかと思えますけれども、そのほかの項目については十分理解するんですけれども、特に地方議会においてこういった意思表示をすることも大事であると思えますが、特に2番については今の現況を踏まえながら、状況を見ながら、ここまで入れる必要があるのかなということが懸念されます。

もう1点ですけれども、文章の中段の中に大正9年云々という文章が入っていますけれども、それより新しい、あそこにカツオ漁ですか、カツオ漁ですかね、あったということがニュースあたりで報道あっておりますが、そこら辺の史実的にはより近い年代じゃないかと記憶するんですが、そこら辺も含めて考慮いただきたいと思えます。

○議長（太田重喜君）

答弁求めます。

○13番（神近勝彦君）

質問議員の半ば、2番目の尖閣諸島に海上保安庁並びに自衛隊を早急に駐留させることというものが要るのか、要らないのかという御質問でございますけれども、私の知るところで申しわけございませんが、国際法的、海洋法的に、領土というものはそこに人が住める状態であること、あるいは住んでいる状態であることというふうに私は認識しているわけでございます。そうすると、現在の無人島ということでした場合に、やはりどこの国かは申し上げられませんが、いろいろな各国の方がそこに不法に上陸して住まわれたときに、どうなるのかというふうなことがあると思えますので、私はやはり民間人が尖閣諸島に居住を構えるよりも、海上保安庁あるいは自衛隊の隊員がそこに駐留されることがやはり今後の不法的な上陸を阻止するためには必要であろうということで、2番目を掲上させていただいたという次第でございます。

また、大正9年の記述でございますが、今回につきましては、これが一番、感謝状という一つの国が代表して発行したというふうに現存されておりますので、どちらかといえば、こ

ちらのほうも重みがあるのかなということ、かなり古くはございますけれども、中華民国を代表した領事が発行したということで、この文を掲載させていただいたという次第でございます。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、項目の2番の件の駐留ということの文言を云々ですけれども、その前に、1番の今現在は領土が民間人の所有物と、所有地となっているということで聞いておりますんですが、国が実際これを国有地として管理者と明記するなら、あえて自衛隊なり、ここまで駐留するについては、当然、最終的にはそうか知りませんが、段階としては一遍に羅列して上げるというよりは、国有地として所有するということが明記してありますので、それでカバーできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

答弁願います。

○13番（神近勝彦君）

私、提出者としましては、国有地にすることだけで領土が守れるとは思っておりませんものですから、先ほど御答弁申し上げましたように、やはりそこに人が住むということによって、国土というものが確固たる既成事実ができるものというふうに思っております。

○4番（山下芳郎君）

了解しました。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

1番の現在の個人所有地を国有地にすることということに関連して提案者にお尋ねします。聞くとところによりますと、これは所有者は絶対にどなたにも売らないというような、そういう趣旨の発言をされております。当然そういうことは認識の上でこの意見書に盛りされていると思いますが、その点、提案者としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、議員御質問の中で、現在の所有者の方は売却の意思はないというふうなことを私も新聞等、あるいは報道関係の中でお聞きはしているわけですが、やはりこれが個人所有というものはやはり、議員も御承知のように、世代がかわっていけば、考え方も変わるものだというふうに私は考えておりますので、これは粘り強く国が国有化というふうな形の中で

所有者に対して説得をしていくものということで、現在の個人所有地を国有化、国有地にすることというふうな文言を入れさせていただいたということで答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

同じような質問になりますけど、自衛隊を駐留させれば、いたずらに相手国を刺激して、逆に国の緊張を高める方向に向かうという危惧はないでしょうか。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

私は、やはり石垣島の皆様が、今、石垣島のほうに自衛隊の駐留ということで国のほうに強く要請をされていると思います。その意味を踏まえたときに、やはり尖閣諸島は石垣島の北東部、距離、若干忘れましたが、やはりそういうことを考えたときに、この石垣島周辺の漁民の皆さんが結局安全に漁業をされるように、あるいは航行できるようにするためには、石垣島の皆さんが今要望されているような石垣島の駐留、並びに私は尖閣諸島にも駐留させることが国民の皆さんの安全を守ることになるだろうと、あるいはそれが国際緊張というふうなお話もありますけれども、私は、日本の、それは各国どこの国であろうと、やはり自分の領土を守るためにはそういう措置がされているものと思います。日本だけがそれをやらないということは、やはり今のところちょっと違うんじゃないかな。あえて日本の自衛隊は専守防衛ということであつたわけしております。それを自衛隊はいまだかつてずっと守っておられますので、私はその専守防衛に基づいた今後の活動もされることだというふうに信じておりますので、このあたりに自衛隊ということで入れさせていただいたということと、緊張は出てこないんじゃないかなということと考えております。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第21号 日本の領土を守るための早急な対策を求める意見書について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第21号 日本の領土を守るための早急な対策を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第21号の意見書につきましては、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第18. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会に付託しておりました調査事件につきまして、各委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、「源泉の集中管理及び観光問題について」報告を求めます。田中政司総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

それでは、平成22年9月議会において付託されました付託案件について、総務企画常任委員会の報告書を報告いたします。

平成22年9月議会において付託されました下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名、源泉の集中管理及び観光問題について。

総務企画常任委員会では、上記付託事件調査のため、平成22年11月17日から19日、神奈川県湯河原町及び箱根町を視察訪問し、担当者より源泉の集中管理及び観光の現状について説明及び意見交換を行いました。

調査の理由といたしまして、現在、嬉野温泉は源泉の揚湯温度が90度以上と高温で、浴場への利用に際しては加水などの対策が講じられているところもあれば、配湯管の末端におきましては加熱対策が講じられている事業所もあります。

現在、研究中のスマートシティー構想の推進や町なかの温泉風情を演出するための湯煙創出などは、現在の配湯施設状況では厳しいと考えられます。当市におきましては、合併時のリーディング事業において、源泉の集中管理が取り上げられておりますが、現状はさまざまな問題に直面し、事業の進展が見られておりません。

委員会といたしましては、嬉野市における源泉の集中管理を進める上でも、市の直営で運営をされている湯河原町の温泉事業を視察、調査をいたしました。また、市では観光客200万人を目標にさまざまな施策が行われているが、関東一帯から年間2,000万人の観光客が訪れる箱根町の現状を視察、調査をし、箱根町議会との交流を持つことで、本市の観光PR活動に生かすために調査をいたしました。

調査内容、源泉集中管理については、湯河原町において取り組んでおられる湯河原町温泉事業について、町長及び観光産業部温泉課の担当者より、事業の沿革、状況、料金体系などを細部にわたり説明を受け、質疑応答を行い、調査研究を行いました。また、箱根町におきましては、町営による蒸気泉、これは地中からの高温蒸気を使って温泉を製造する方式の製

造過程を現地にて説明を受けました。観光問題については箱根町において民間活力により開設、運営されている美術館、あるいはリゾート温泉施設などの視察を行い、調査及び意見交換を行ったという調査内容であります。

中身につきましては、ここに書いておるとおりでございまして、議員の皆様方には前もって配付をしておりますので、省略をさせていただきます。

続きまして、委員会の意見といたしまして、箱根町の観光については、首都圏及び関東地区の大消費地を抱えている地理的条件に恵まれているため、総入り込み客数は年間2,000万人、入湯税が年間7億円に上っております。しかし、不況のあおりを受けてか、20年度に対して21年度は観光客数も5%程度は減少をしており、企業の保養地としての施設も閉鎖をされた物件も見受けられます。そういう現状の中、箱根町企画観光部観光課においては、箱根町を訪れた観光客に対し、町内の観光施設5カ所で年間4回の実態調査を独自に実施をし、観光動向や形態の変化を把握するための基礎資料を作成されております。その資料をもとに、官民一体となった観光客誘致に向けた取り組みをされているところは、当市においても大いに参考になるというふうに思いました。

また、湯河原町、箱根町の両町とも、温泉観光地の基幹資源である温泉の適正な利用、資源の保護を目的に、町営の温泉事業に取り組まれております。湯河原町の集中管理による効果としては、配湯施設の統合による温度損失の改善、余剰温泉の有効活用、配湯管の整理による河川の美観向上、源泉の計画的な清掃作業による温泉の安定供給、町営配湯による適正かつ安定的な利用の確保、こういうものが上げられております。

嬉野市における温泉利用の現状を見た場合、湯河原町における目的と効果においてかなり類似する点が多く、運営方法においても非常に参考になるものであります。今後、嬉野温泉が温泉を中心とした観光事業を展開するためには、安定的な温泉の供給と無駄にならない温泉資源の有効活用が最も重要と考えられ、源泉の集中管理における目的や意義、必要性について、源泉所有者との協議もさることながら、温泉の配湯を受けておられる事業者、あるいは個人との協議も積極的に行い、源泉集中管理を早期に実現することが温泉観光地嬉野にとっては最も重要な施策と考えられます。湯河原町のように、揚湯、配湯や温泉の買い上げなどの形態について独自の工夫をし、市民の理解を得られるよう早急に取り組まれないとうふうに思います。

以上で終わります。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回、今、本市において集中管理がいろいろと問題になっている中で、このような視察がされたということで非常にタイムリーな視察であったらうと敬意を表したいと思います。

1つは、私は箱根町議会と夜のいろんなコミュニケーションをどうされたかということを知りたいんですけども、それは別の機会にお尋ねをしておきたいと思います。中身の分でお尋ねしたい部分は、一般的な配湯、個人家庭の配湯ですね。これが176件ということで、月額3万5,000円から4万円ということで、非常に高いというふうな気がしているわけですけども、恐らくこれは保証対応温泉の分からですよね。そのことについて一般の町民の方から高いという不満が出ていないのかということが1つと、それで、保証対応の分については、保証金が恐らく前に要すると思うんですけども、それが幾らになっているか、中身見たときに、ちょっと探すことができませんでしたが、そこら辺のおわかりであればお示しいただきたいと思います。それが第1点と。

もう1つ、委員会の意見の中で下から8行目あたりから、「嬉野市における温泉利用の現状を見た場合、湯河原町における目的と効果においてかなり類似する点が多く、運営方法においても参考になるものであった」ということが記述をされておりますけれども、このことについてもう少し詳しくお答え、お示しをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

田中委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

まず、1点目の、いわゆる個人配湯についてですが、配湯の申請及び保証金ということで、温泉の配湯を受けておられる、いわゆる保証配湯ですね、これにつきましては、毎分1.8リットル当たり100万円ということ、要するに100万円の保証金を支払うというふうなことになっております。この3万5,000円から4万円というのが、非常に高いと私たちも質問をいたしました。その中でやはり今現在、かなりおやめになっている家庭もあるというふうな説明を受けたところであります。

2番目が、あっ、3番目。運営方法が3番目やったですか。（「1番目の夜の行為の分は後でお聞きしますので、3番目の分だけですね」と呼ぶ者あり）目的と効果において類似する点。（「はいはい」と呼ぶ者あり）

目的と効果においてかなり類似する点が多くというのは、要するに湯河原町の温泉事業というものが町営で運営をなされている。じゃ、なぜそういうふうに町営でするようになったかというのが、文言の中でも述べましたけれども、湯河原町の場合が、やはり源泉の温度が一定化をしないというのがまず1点ありました。それで、じゃあ、どういうふうな施設をするかということで、町営で行ったということです。で、一番その中で配湯管というのが、以前は河川等を利用した配湯をやっておった。やっぱり美観的にも非常に観光地としてはそれが損なわれるという点において、現在、町営で配湯管を埋設しているというようなところですね。そういうふうなところ。それと、源泉の所有者がたくさんいらっしゃるということで、じゃあ、その源泉の所有者、湯河原の中身を申し上げますと、源泉の所有する権利というも

のはそのままの状態配湯管だけを町営で行っておる。だから、いわゆる湯河原町の温泉事業というのはお湯を配湯管を利用して配る事業ということで、源泉は、幾つかは所有をしておりますが、ほとんどが所有者は個人の方ということで、この中身を説明しますと、非常に複雑なんです、いわゆる町営事業でやるに於いての非常に類似した点が多いということです。

目的については、先ほどのそういった美観的なことということで申し上げたと、以上でよろしいでしょうか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件についてはただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。源泉の集中管理及び観光問題については報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、文教厚生委員会の付託事件、「文化財保護について」報告を求めます。園田浩之文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（園田浩之君）

文教厚生常任委員会から報告を申し上げます。

平成22年9月議会において付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条により御報告を申し上げます。

付託事件名、文化財保護について。

文教厚生常任委員会では、上記付託事件調査のため、平成22年10月26日、岡山県倉敷市、翌日の27日、広島県竹原市、それぞれの市役所担当課の説明を受け、伝統的建造物群保存地区の研修を行ってまいりました。

調査した理由といたしまして、平成17年に塩田津が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、毎年、伝建保存修理や町並み環境整備等が行われております。県の補助対象事業費の負担割合が25%から18%に減った分、市の負担がふえております。両市において住民の意識、少子・高齢化が進む中、先進地でどのような取り組みが行われ、対策が講じられているか、調査研修をするためであります。

委員会の意見といたしまして、倉敷市は伝建の歴史も古く、48万人、世帯数20万世帯弱、面積が354.72平方キロメートルあり、倉敷河畔の伝建地区面積は15ヘクタールで、年間訪れる観光客が300万人と、嬉野市とは規模が違うが、参考になる点は多かったです。観光客が

多いのは、土産物、食堂などさまざまな小さな店が数多く営まれ、大原美術館や重要文化財の建造物もあり、その価値を一層高めておりました。空き家数は少なく、空き家になると、町家トラストが持ち主より家屋を借り受け、家賃を安く設定し、定住促進に努力されている。その結果、若い世代の入居者が多いという説明は大変参考になりました。環境絡みで購入した物件は3棟あり、公園にされております。また、景観をよくするため、電柱の地中化も進め、テレビのアンテナをなくすため、ケーブルテレビの接続料は全額市が負担し、アンテナを立てる場合でも、見えないところに立てるよう指導を行い、景観には細かく配慮をされておりました。また、伝建地区隣接で新たに建物を建築する際についても、所有者と高さや色彩について協議され、調和のとれたまちづくりを進められていることにも驚きを持ちました。

一方、竹原市は、人口2万9,509人、世帯数が1万2,592世帯、面積が118.3平方キロメートルと、嬉野市と規模がほぼ同じで、比較対象がしやすかったです。伝建地区の保存面積は5ヘクタールで、地区内の保存物は大半が修理、修復され、町並みには食堂など多数あり、整備が進んでおりました。また、有料でガイドをされる方も10名ほどおられ、流暢な説明がされております。保存地区には4つの寺社もあり、風致を醸し出していて、年間17万人が訪れております。少子・高齢化に伴い、空き家が年々ふえている説明でありましたが、それに対する行政の対策は現在講じられていないということでありました。

倉敷市は、技術、文化と伝建地区との連携であるし、竹原市は、伝建地区内の寺社と町並みのすばらしさを引き出しているところで、町並み保存に対する市民の意識が高いところは共通をしておりました。

塩田津においても、町並み保存会の皆さんを初め、市民の伝建地区に対する意識は高いものと考えます。ただし、保存地区内の高齢化や人口減少は懸念されるところであり、倉敷市のように、NPO等による町家トラストを活用するなど、空き家対策は急務であります。塩田津内の家屋は今後も修理、修復が進められてきますが、将来、空き家とならないよう、地区内の皆さんと十分話し合いを持ちながら、事業を進めていく必要があると考えます。

また、塩田津の町並みを生かすためには、浦田川の河川浄化と河川沿いの整備を並行して行わねばならないと考えます。倉敷市が堀を利用しているように、水は大きな力といやしを人に与えるものであるため、浦田川を生かすことが今後の塩田津に欠かせないものではないかと考えます。

以上、報告申し上げます。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件についてはただいまの報告のとおり了承したいと思います。これ

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。文化財保護については報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件、「農業経営及びごみ問題について」報告を求めます。西村信夫産業建設常任委員会副委員長。

○産業建設常任副委員長（西村信夫君）

それでは、産業建設常任委員会の委員会報告をいたします。

平成22年9月議会において付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名につきましては、農業経営及びごみ問題についてということです。

産業建設常任委員会は、上記付託事件の調査のために、平成22年10月7日、嬉野市ごみ中継基地杵藤クリーンセンター及び佐賀県西部広域環境組合、それから、11月18日、熊本県水俣市北広域行政事務組合クリーンセンター、11月19日、宮崎県都城市有限会社新福青果を調査いたしました。

調査した理由について、まず、ごみ問題について報告いたします。

近年、廃棄物処理の分野では、最終処分場の逼迫や重金属の溶出などが問題となり、適正処理、環境負荷低減、循環及び再利用化が大きな課題となっています。既存の杵藤クリーンセンターでは平成元年稼働開始から21年を経過し、平成27年度に施設を閉鎖する計画であります。このため5市4町で構成する佐賀県西部広域環境組合では、平成27年度稼働予定によるごみ処理施設建設に向け、協議が今進められております。こうした状況のもと、既存の施設及びその施設と異なる方法でごみ処理を行っている水俣市にあるクリーンセンターの研修を行い、今後のごみ問題に関する自治体の役割について参考とするために調査をいたしました。

それから、農業経営についてですが、昨今の農業生産が厳しい中、青果の売上高日本一の農業生産法人がどのような経営を行っているのかということで先進事例を研修するため、都城に行っていました。

調査の概要、ごみ問題につきましては、嬉野市ごみ中継基地は市民の持ち込みも多く、特に事業系の燃えるごみの搬入ができるのも中継基地の利便性の一つであります。持ち込まれた資源ごみは金属やペットボトルに細かく分別をされ、その売却益は本市の貴重な財源ともなっております。22年度決算におきましては、ごみ有料化売り払いは1,100万円であります。また、燃えるごみについては、武雄市にある杵藤クリーンセンターで焼却処分をされております。杵藤クリーンセンターは平成元年供用開始をし、焼却、粗大ごみ処理、埋立処分を行う施設であり、処理能力は1日138トンであります。現在、平成21年度搬入量につきまして

は3万5,218トンで、最終処分は固化灰、破碎不燃物及び焼却残渣をサンドイッチ工法で処分しております。埋立処分地は平成26年までの利用予定となっております。

西部広域環境組合では、建設の概要及び建設予定地、現在、伊万里市を視察いたしました。

11月18日に調査した水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターは、熊本県南部に位置し、北から田浦町、芦北町、津奈木町、水俣市の1市3町で構成をされております。この施設は平成15年3月に竣工し、一般ごみと下水道汚泥を受け入れて処理する施設で、処理能力は1日43トン、平成21年度実績は、下水汚泥含めて1,003トン、一般ごみが7,008トンでありました。施設に搬入される処理物は、熔融処理され、固形物としてごみの中の不燃物と熔融後水冷固化により無害化された熔融スラグと呼ばれる物質が排出される。この熔融スラグから取り出した金属、メタルは毎年、入札による契約で年間400万円から600万円程度の売却益があり、平成21年度実績で26.67トン売却をしております。さらに、金属、メタル以外は5ミリ以下に破碎し、破碎後の処理物は市内のアスファルト業者にアスファルト混合物路盤材として有効利用され、21年度実績では1トン当たり105円で517トンが売却をされております。

なお、21年度実績の有価スラグ処理量は全体処理量の5.8%であります。

また、水俣市は平成5年からの高度分別収集を実施しており、現在は22種類もの分別を行っております。また、住民協働を進めるため、市が婦人会などに呼びかけ、ごみ減量女性連絡会議が平成9年12月に発足をしております。主な取り組みといたしましては、食品トレーの廃止、レジ袋の削減、エコショップの認定、紙芝居づくり、ごみ組成調査への協力ということです。それから、ごみリサイクルと減量については、市内300カ所のごみステーションで分別された資源ごみの売却金、年間1,000万円を地域に還元をされておるということで、最低、一律5万円は地域に各箇所に還元をされておられるということ、最高地域につきましては、120万円程度還元をされておるという状況でありました。

農業経営について、新福青果は、宮崎県と熊本県に90ヘクタールという広大な農地で、根菜類や葉物野菜を生産する全国有数の農業生産法人でありまして、消費者のニーズに合わせた野菜づくりとして国内大手スーパーに納入されるほか、香港とか、あるいはシンガポール、台湾などの百貨店などに輸出をされております。資本金は3,700万円で、従業員が80名、青果の売り上げは年商15億円で、平成8年にパソコンを使った作業日誌の記帳を開始されております。また、タブレットPCの端末機を利用し、担当者が畑からその日の作業内容、肥料、農薬などの情報をリアルタイムで入力をしておられ、畑ごとに設置されたセンサーで地中の温度や水分量、肥料濃度などのデータはサーバーで一括管理され、遠隔操作による農地を映すカメラで畑の様子を見ることもできるということでした。それまでの農家の勘と経験による経営から、ITを活用し、畑ごとに収支決算を行う畑の決算書は、新福青果ならではの取り組みでありました。

委員会の意見といたしまして、ごみ問題については、行政はごみを適正に処理するため、

ごみ処理広域化を進めておられますが、施設の建設には建設費以外にも用地の確保や建設後の維持管理にも膨大なコストがかかり、ごみ処理事業経費は増加の一途をたどると考えられます。将来負担が増加する可能性があるごみ処理方法は避けるべきであり、ごみ溶融化方式はし尿処理後の汚泥も処理できるシステムとなっており、新ごみ処理施設建設については慎重に協議されることが必要であります。

また、今後の対策として、排出されたごみを減量化するため、分別収集やリサイクルは緊急的な対処として効果的ではあるが、本当の意味での減量化は発生後ではなく、ごみの発生自体を抑制していかなければならず、行政が中心となった住民や事業者の環境意識を高め、ごみの発生量を減少させていく必要があります。

それから、農業経営についての意見につきましては、食糧自給率の向上、食の安全、安心の確保、地域活性化など、今、さまざまな点で日本農業の再生が必要とされております。農業を取り巻く大きな環境変化の中で農業を経営的な視点にとらえ、今後、IT経営を目指す農家の農業法人の支援も必要であるということ意見をもとめております。

以上、委員会からの報告です。以上です。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

1つお尋ねをしたいと思います。この委員会の意見の中の上から4行目、将来負担が増加する可能性があるごみ処理方法は避けるべきであり、ごみ溶融化方式はし尿処理後の汚泥の処理もできるシステムになっており、新ごみ処理施設建設については慎重に協議する必要があるという文言がございますけれども、ということは、委員会としては、結局、このごみ溶融方式というものがベストであるという考えの中で、こういう文言が入ったのか。それとも、もう1点お尋ねしたいのは、一時期、西部広域環境のほうではセメントスラグ方式で検討された経緯があるわけですね。それを考えたときに、セメントスラグ方式とこの溶融式スラグ方式のやはり建設コストの問題、それから、ランニングコストの問題、これが今回の報告書の中ではうたわれていないので、委員会の意見という中のこの文言とちょっと若干わかりづらいなという気がしたものですから、委員会としてはそのあたりの情報をお持ちなのかどうかですね。そのあたりについて1点お尋ねしたい点と。

その後のごみの減量化についての文言があるんですけども、排出されたごみを減量化するための分別収集やリサイクルについては緊急的な対処としては効果的であるというふうな文言なんですけれども、これは緊急的な対処というふうにやはりとらえるべきなのかなと。現在のところ、嬉野市含めて全国の市町では、やはり差があるということで、少しでもリサイクルに貢献しようということで一生懸命取り組まれているわけですね。そのこと自体が緊急的な対処という言葉で置きかえていいものかというふうな気がしてならないものですから。

委員会が報告されている、発生前の抑制というものは理解できるんですよ。それは十分理解しながらも、この文言がちょっと余りにもどうなのかなという気がしたものですから、この2点についてお答え願えますでしょうか。

○産業建設常任副委員長（西村信夫君）

まず、今回の視察に当たっては、西部広域環境組合が平成27年度に伊万里市に建設されるということで、今、杵藤クリーンセンターにおきましては、最終処分におきましては、灰を固めて埋設するというふうなことでござっております。今後、いろいろ委員会でも視察をしようじゃないかということで、ちょうどスラグ化、これを今後すべきじゃないかというふうなことで、委員会としても中身については具体的にわからないので調査をいたしました。そういう中で、今後、西部広域環境組合で審議されますけれども、うちの議会から2名、一応選出議員がいらっしゃいますので、その中で十分認識するために、このような調査をいたしました。そういうことで、スラグ化にするのか、あるいは最終処分を灰を固めてするのか、そのあたりについては今後新しくできるところで議論されるんじゃないかと思っております。

そして、もう1つ、緊急というふうな文言が入っているというふうなことでございますけれども、急を要するという問題じゃなくても、そのあたりはどう説明したらいいかなと思っておりますけれども、今現在、ごみのリサイクルにおきまして、一般行政といたしましても、地域住民の理解をいただきながら、ごみの減量化について進めていただいておりますけれども、この緊急という文言につきまして指摘があったという分については、一応委員会としても今後話し合いをしながら、どうするかということの方角づけしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

今の報告の中で、農業問題ですね、新福青果ですかね、この会社は非常に素晴らしいなと感じていました。特に香港、シンガポールや台湾などにも輸出していると。今、TPPで非常に問題になっておりますが、こういうことができれば、農業に非常に夢がありはしないかと。その中であなたが視察してこられた、香港に輸出された品物は野菜類のようですけども、お値段あたりをダンピングするか、そういうふうなことは聞きませんか。いや、価格を値下げするとか、日本の消費者よりも、そういうことはもう一律、日本も外国も一緒なのか。販売価格。（「販売価格を何ですか」と呼ぶ者あり）販売価格を結局香港とか、シンガポールとか、どちらかといえば、人件費も安いですから、こちらでつくったものをそのまま売れるかということをお聞きしておるわけ。ですから、ダンピングしているのか、そういうふうな販売かなと。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○産業建設常任副委員長（西村信夫君）

今、年商が15億円の売り上げを上げておられまして、先ほど申し上げましたように、海外に輸出をされておりますけれども、ここはいい商品を、売れる商品をつくるということで取り組んでおられまして、とにかくITを使って、もう葉でもなんでも枯れた場合については全部そこをすぐ対処できるわけですね。92ヘクタールだったですかね、すぐテレビで葉の育成、栽培についてもわかるわけですので、そういった売れる商品を、野菜をつくっておられて、海外に輸出をされておると。お値段の関係については、そのあたりは具体的に聞いてきておりません。もし、聞かれない場合については、ここに資料ありますので、お知らせをいたします。

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

今、せっかくひまつやして勉強しておられますから、こういうことは、いわゆる嬉野市内でどこか当てはまるように自分としては感じられることがありましたか。市内でもやろうかと、そういうふうな気持ち。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○産業建設常任副委員長（西村信夫君）

嬉野市内でもこれから農業の大規模というようなことで、特に例を申しますと、いろいろ契約栽培で花苗とか現にされておられまして、大きなサントリーというふうなことでも事例が今現にされております。そういった意味で、今からはこういった大規模農業に進めていく以上はITを活用した取り組みをしなきゃいけないなというのを実感をして帰ってきたわけでございます。そういった意味で、これを有効に生かすために、私たちも教えていく必要があるんじゃないかなと考えております。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

先ほど神近議員の質問に対しての答えなんですけれども、要するに委員会としては、ごみ溶融化方式は賛成なんですか、それとも、慎重に検討する、前向きに検討するのか、まさに文言に書いてある、慎重にいくのか、そこら辺だけをちょっと確認をしたいと思います。

○産業建設常任副委員長（西村信夫君）

今後、伊万里にできる西部広域環境組合につきましては、まだ具体的どういう方向というようなことを位置づけをされておられませんので、そのあたりは慎重に取り組んでいただき

いというのが委員会の意見としてまとめさせていただいたということです。そういうことです。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましてはただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。農業経営及びごみ問題については、報告のとおり了承することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時55分 散会